

# ご契約者様の『相談・苦情窓口』のご案内

広島県火災共済協同組合

広島県火災共済協同組合では、ご加入の皆さまに、より一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の連絡先において、ご相談および苦情等の受付を行っております。

まずは、広島県火災共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)までお申し出ください。

## 広島県共済組合員相談室

フリーダイヤル：0120-708030  
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17  
受付時間：9:00～17:00  
(ただし、土・日曜日・祝祭日は除きます。)



苦情等のお申し出につきましては、当組合で迅速・丁寧に誠意ある対応を行うことといたしておりますが、ご納得がいただけない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申立を行うことが出来ます。

## 広島弁護士会仲裁センター

TEL：082-225-1600  
〒730-0011 広島市中区基町6-27 そごう新館6F  
受付時間：10:00～16:00  
(ただし、火・日曜日・祝祭日を除きます。)

※上記、広島弁護士会仲裁センター(以下、「センター」といいます。)に紛争解決を依頼した場合、あつせん・仲裁の申立手数料等は当組合で負担いたします。ただし、センターまでの交通費等や紛争解決後のご契約者様負担分の成立手数料は、ご契約者様の負担となりますので、ご了承ください。

以上

# ご契約者様の『相談・苦情窓口』のご案内

広島県中小企業共済協同組合

広島県中小企業共済協同組合では、ご加入の皆さまに、より一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の連絡先において、ご相談および苦情等の受付を行っております。

まずは、広島県中小企業共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)までお申し出ください。

## 広島県共済組合員相談室

フリーダイヤル：0120-708030  
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17  
受付時間：9:00～17:00  
(ただし、土・日曜日・祝祭日は除きます。)



苦情等のお申し出につきましては、当組合で迅速・丁寧に誠意ある対応を行うことといたしておりますが、ご納得がいただけない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申立を行うことが出来ます。

## 広島弁護士会仲裁センター

TEL：082-255-1600  
〒730-0011 広島市中区基町6-27 そごう新館6F  
受付時間：10:00～16:00  
(ただし、火・日曜日・祝祭日は除きます。)

※上記、広島弁護士会仲裁センター(以下、「センター」といいます。)に紛争解決を依頼した場合、あつせん・仲裁の申立手数料等は当組合で負担をいたします。ただし、センターまでの交通費等や紛争解決後のご契約者様負担分の成立手数料は、ご契約者様の負担となりますので、ご了承ください。

以上